

放課後児童クラブ (学童保育) を考える

山口県アクティブシニア協会 (AYSA)

西部部会

ASD

2024. 7. 24

放課後児童クラブとは？

- 名称：

「放課後児童クラブ」「学童クラブ」「学童保育所」「留守家庭児童会(室)」「児童育成会(室)」等様々

- 事業施設

「放課後児童クラブ」「学童クラブ」「学童保育所」等

- 法的根拠：

児童福祉法第6条の3第2項：この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

- 所管官庁：

こども家庭庁(2022年までは厚労省)と文部科学省

学童保育の歴史

年	戦前にも神戸市や東京などで学童の保育がされている例があった * 1940年代後半から各地の民間保育園などで学童保育が始まる
1948	大阪市の今川学園が学童保育開始
1963	東京の学童保育連絡協議会発足。
1966	文部省が留守家庭児童補助事業を開始(300カ所、予算5000万円)
1976	厚生省の都市児童健全育成事業「児童育成クラブ」の創設(事実上の学童保育への国庫補助)
1991	厚生省が「児童育成クラブ」事業を発展的に解消して放課後児童対策事業(児童クラブ事業)を創設
1997	児童福祉法等の一部改正により学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化
2007	放課後児童クラブガイドラインが策定され、放課後児童クラブ運営の最低基準が明示化される。
2015	「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、標準的な設備及び運営方針が明示化され、ガイドライン廃止。「放課後児童支援制度」開始(20年に完全実施)
2023	所管が「こども家庭庁」に移管
2024	「放課後児童クラブ運営指針」一部改訂

放課後児童クラブの運営に関わる指針

「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日(2007)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知):

放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、各市町村における質の向上をはかるためを策定した。

放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日(2015)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知):7章からなる基本指針を通知

第1章 総則

第2章 事業の対象となる子どもの発達

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

第4章 放課後児童クラブの運営

第5章 学校及び地域との関係

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

放課後児童健全育成事業の内容

(厚生労働省)

- 1) 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- 2) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- 4) 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- 5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- 6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後児童クラブの現状について

以下の資料(グラフ)は令和6年3月 こども家庭庁が発表した
専門委員会資料より抜粋転写

こどもまんなか
こども家庭庁

第1回児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会

令和6年3月8日

資料
3-1

放課後児童クラブ運営指針の改正について

放課後児童クラブの現状

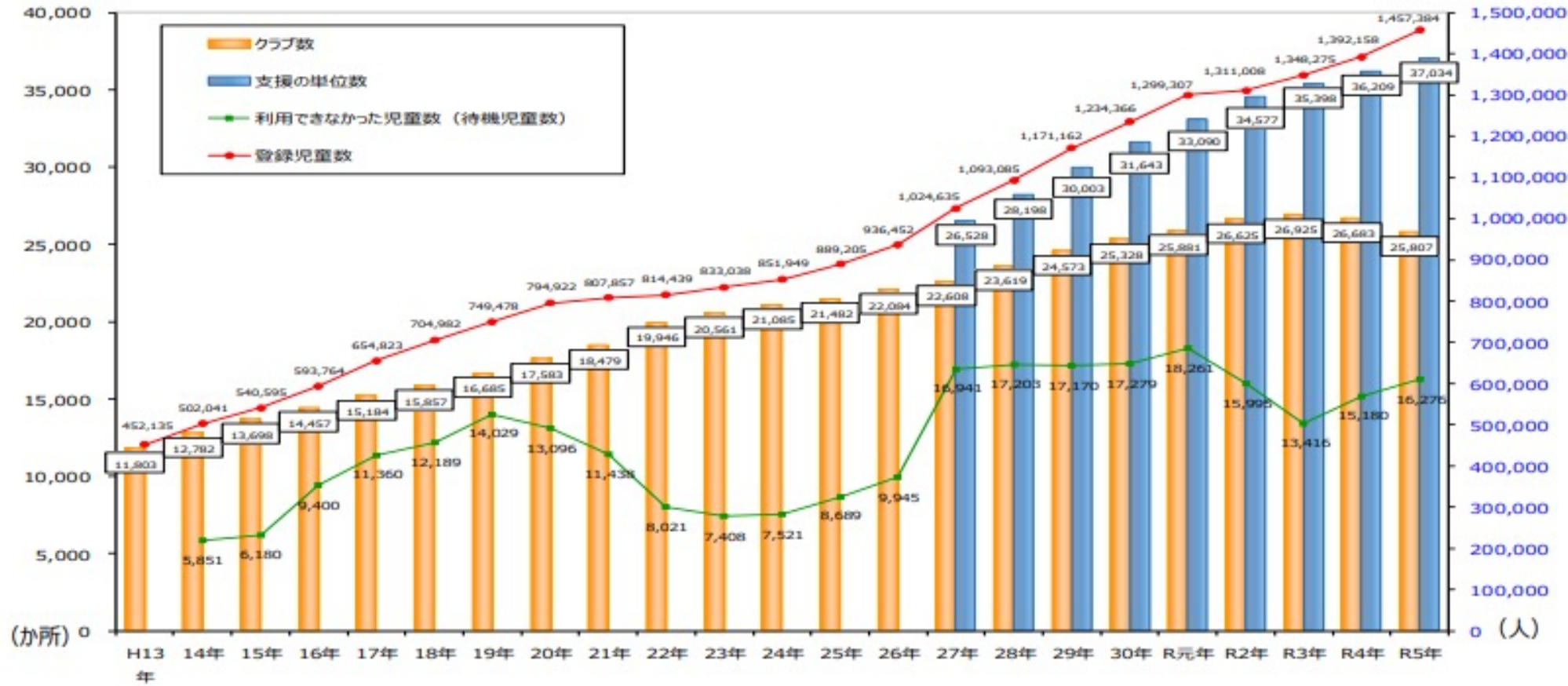
【現状】（令和5年5月現在）

- 登録児童数 1,457,384人
- 支援の単位数 37,034単位
- クラブ数 25,807か所（参考：全国の小学校18,585校）
- 利用できなかった児童数（待機児童数） 16,276人

小学生数=605万人
学童登録者:24%

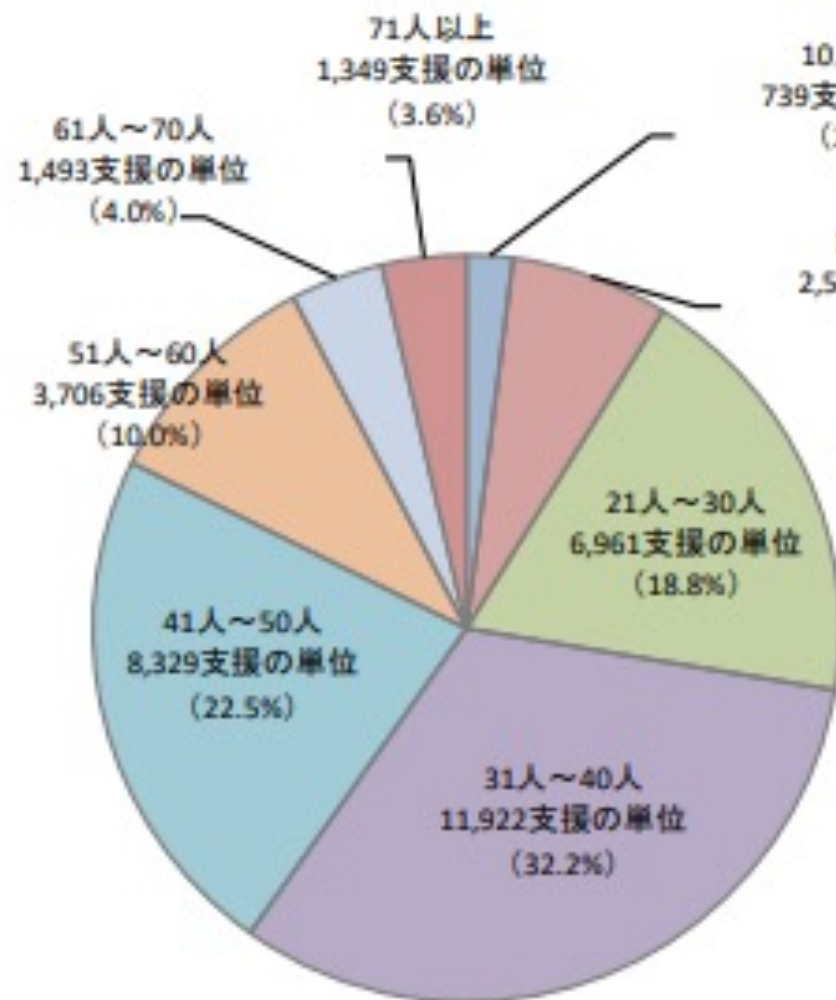
【クラブ数、登録児童数、利用できなかった児童数の推移】

※ 5月1日現在(令和2年のみ
7月1日現在)
※ こども家庭庁調査
※ 本調査は平成10年より実施

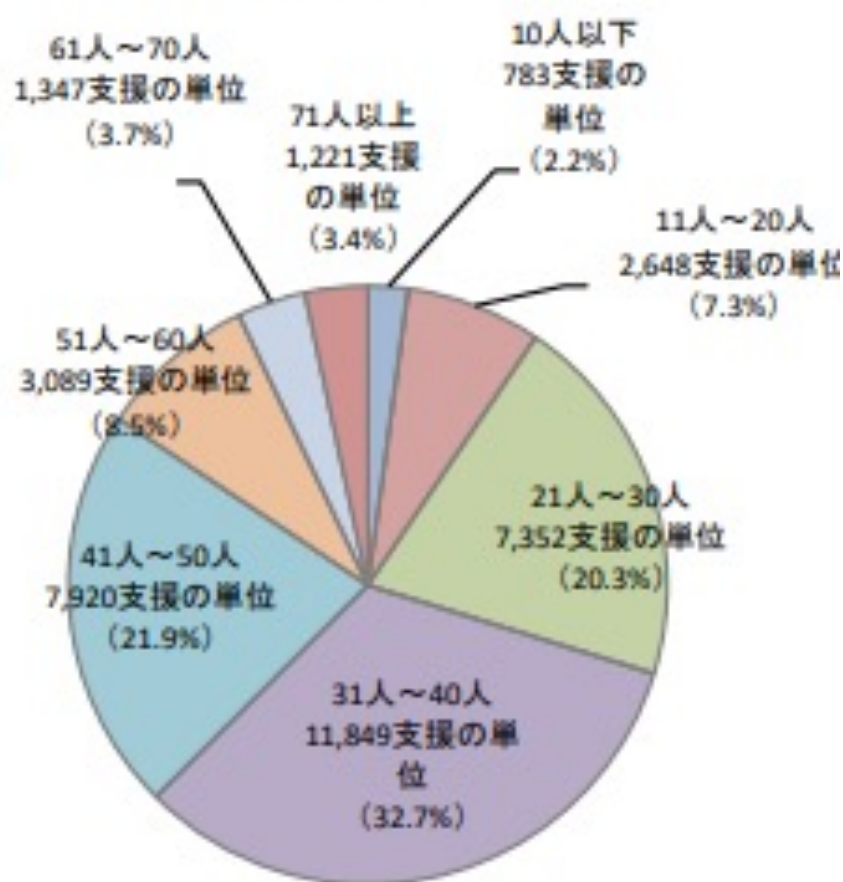


○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約60%を占めている。



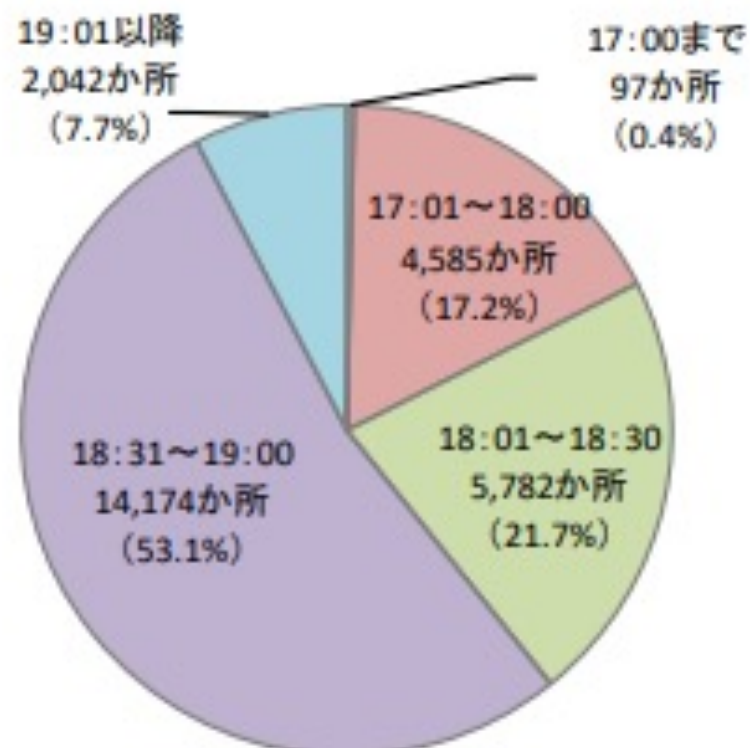
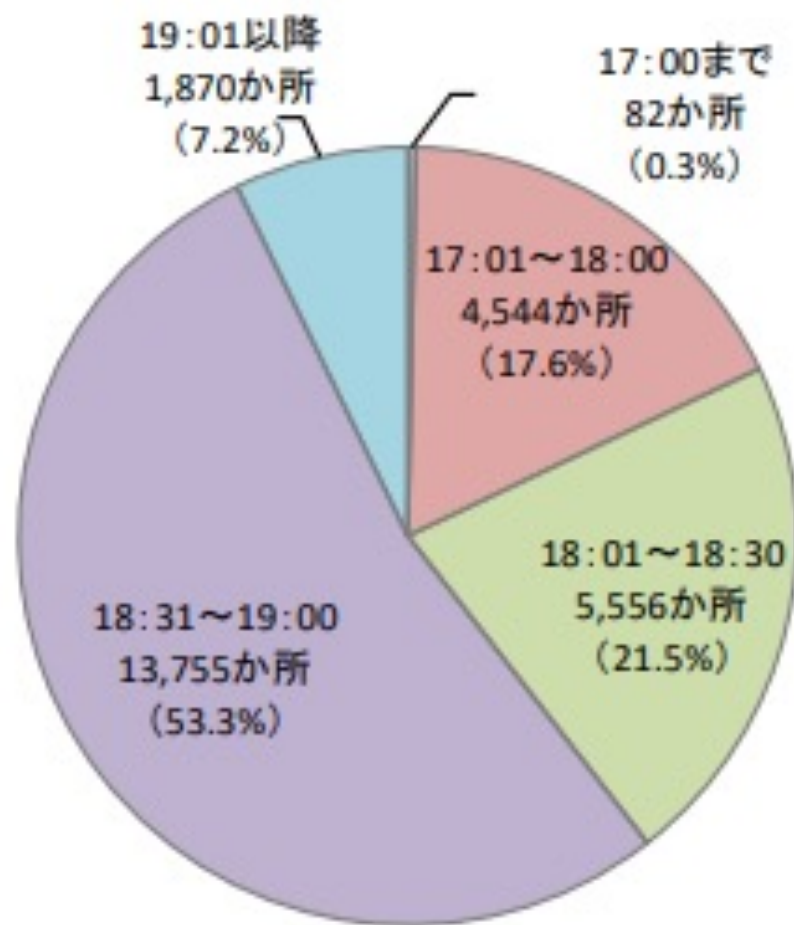
(参考) 令和4年



○終了時刻の状況（平日）

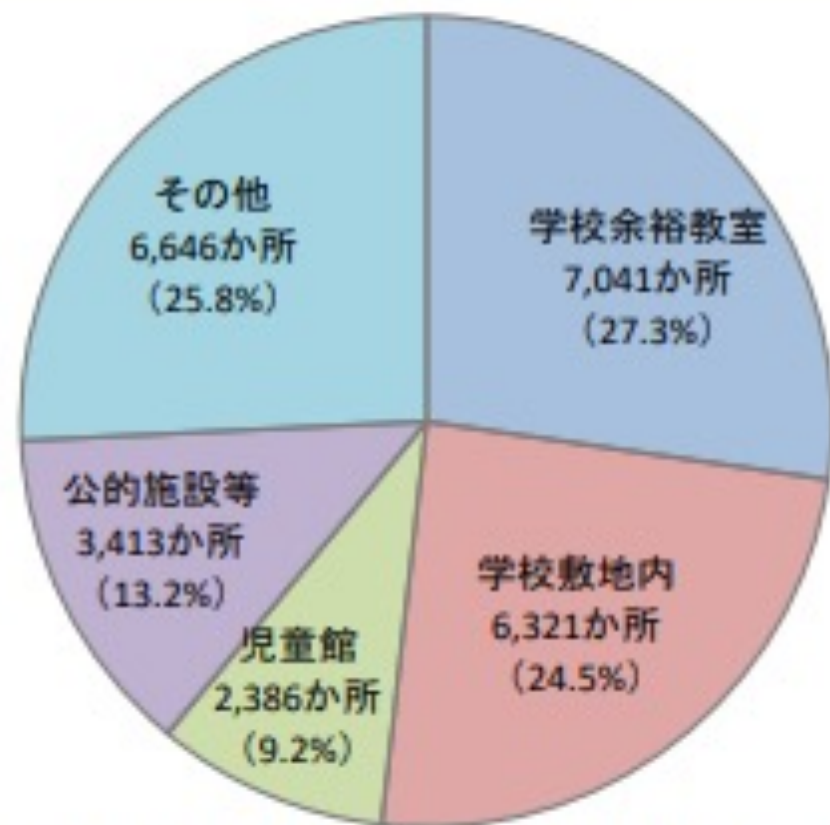
18時半を超えて開所しているクラブが全体の約61%を占めている。

（参考）令和4年

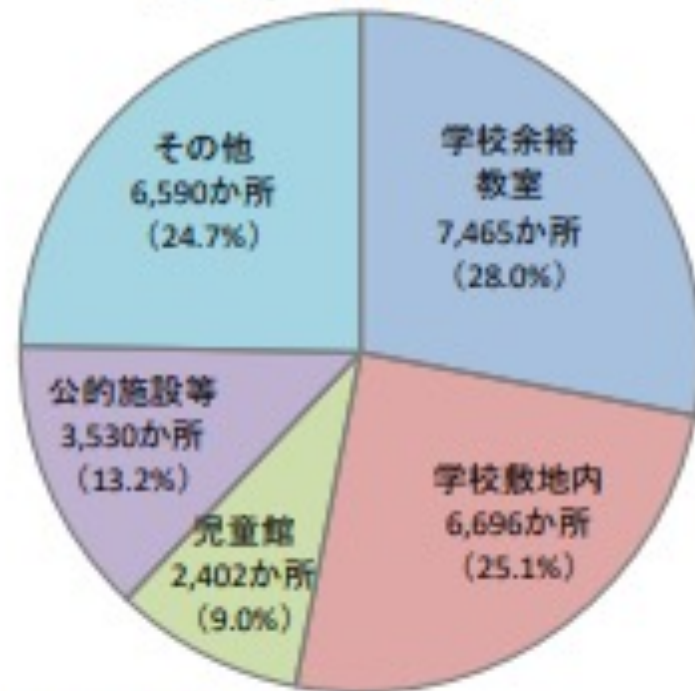


○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約27%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約52%、児童館・児童センターが約9%である。



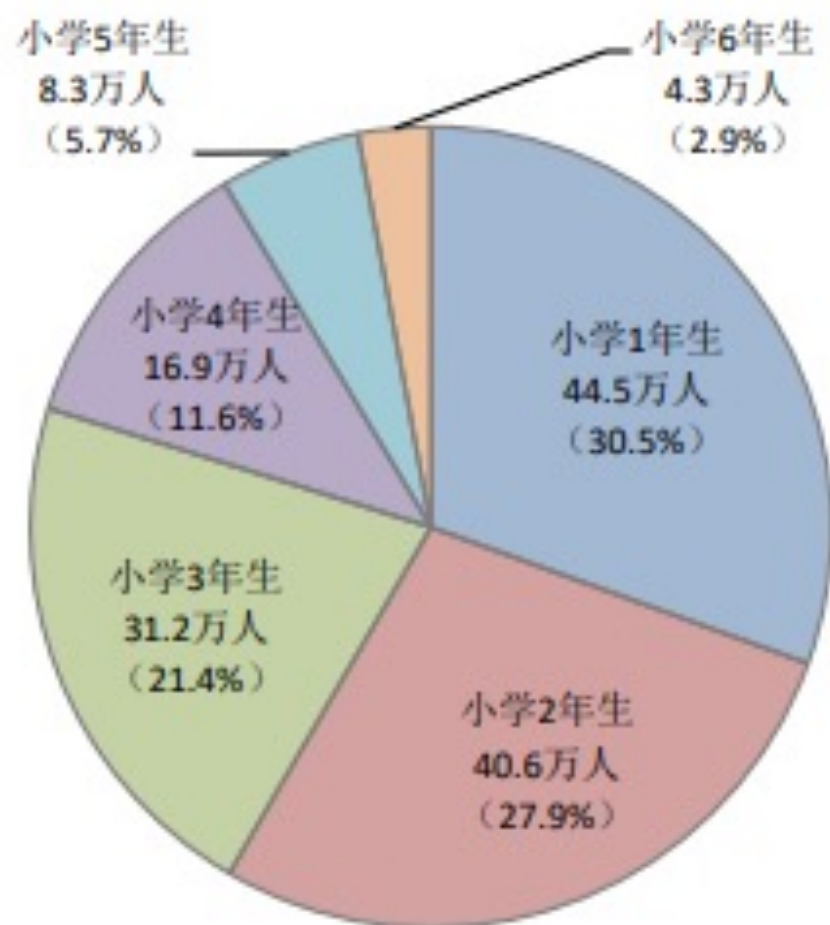
(参考) 令和4年



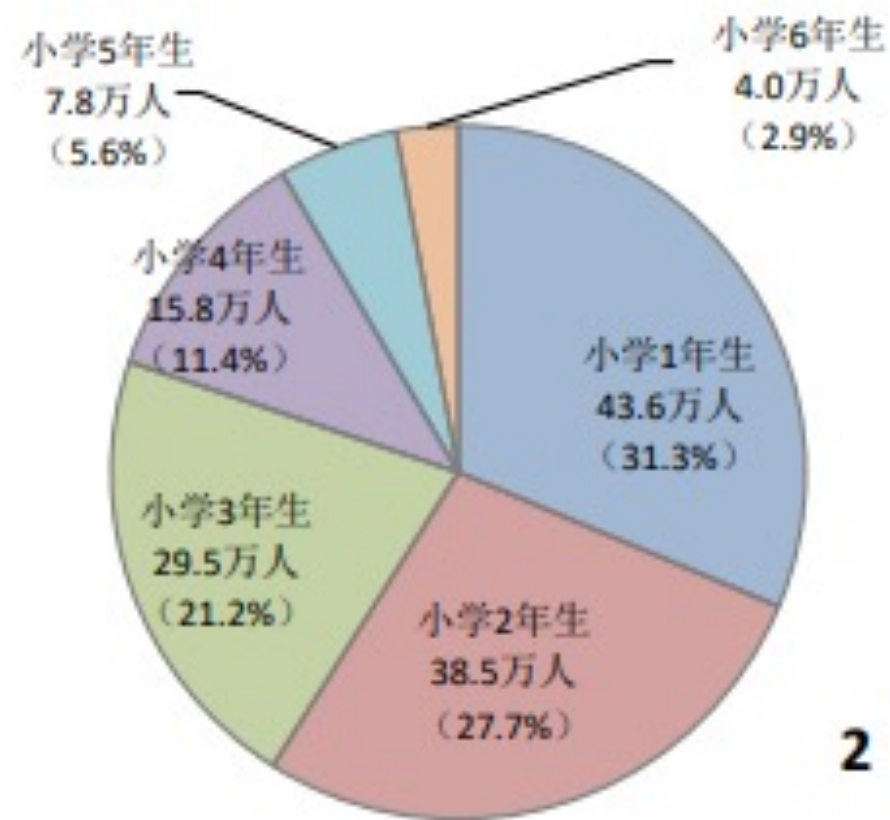
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

○ 学年別登録児童数の状況

低学年（小学1年生から小学3年生）の割合が全体の約80%を占めている。



(参考) 令和4年



運営主体について

☆**公設公営**:自治体が直接運営するもの。

(公立公営) 公立の社会福祉協議会が運営するものもこれに含む。民営委託が年々増加している。

☆**公設民営**:公的な施設の運営を民間に委託するもの。

(公立民営) 近年増加傾向。NPO法人、社団法人、株式会社等が指定管理者となる。宇部市はこの形態で運営している。

☆**民設民営**:運営委員会・父母会・任意団体あるいは個人が設置・運営している施

(民立民営) 設も含まれる。運営委員会とは、地域の児童福祉関係者(学校長、町内会長、民生・児童委員等)、保護者代表、支援員等により構成された組織で、自治体からの支援を受ける条件となっている。この他、私立保育園、保育系株式会社・NPO法人に加え、異業種からの参入(学習塾や英会話教室等)により設置・運営されているものもある。

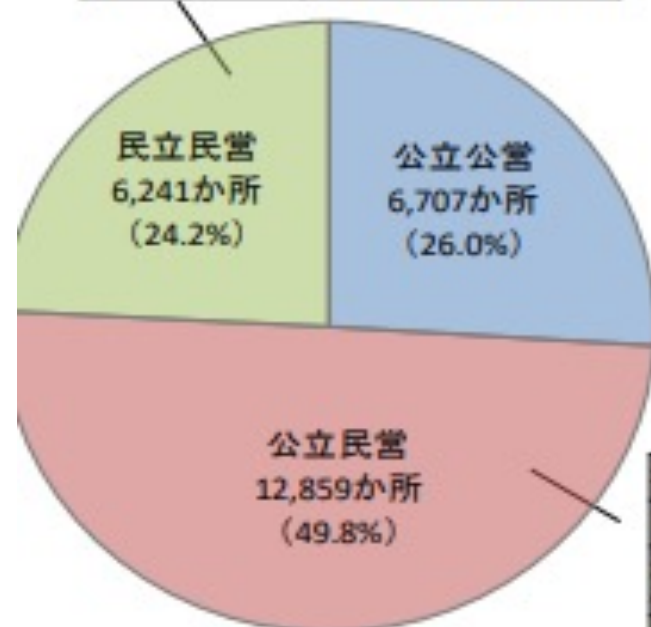
○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約26%、公立民営のクラブが約50%、民立民営が約24%を占めている。

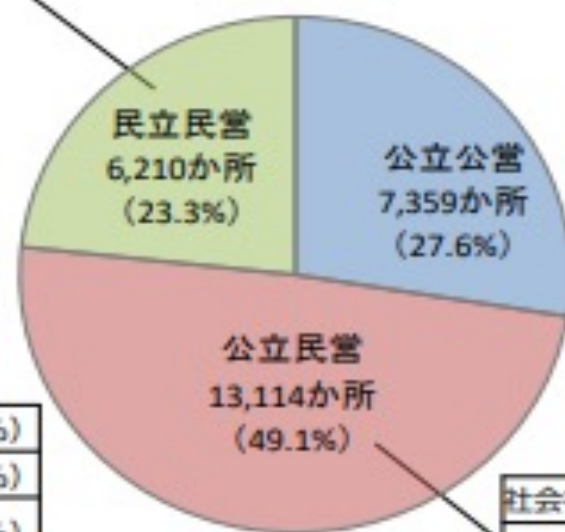
社会福祉法人	2,015か所 (7.8%)
NPO法人	1,116か所 (4.3%)
運営委員会・保護者会	1,205か所 (4.7%)
その他	1,905か所 (7.4%)

社会福祉法人	1,980か所 (7.4%)
NPO法人	1,125か所 (4.2%)
運営委員会・保護者会	1,344か所 (5.0%)
その他	1,761か所 (6.6%)

(参考) 令和4年



社会福祉法人	3,355か所 (13.0%)
NPO法人	1,753か所 (6.8%)
運営委員会・保護者会	2,724か所 (10.6%)
その他	5,027か所 (19.5%)



社会福祉法人	3,502か所 (13.1%)
NPO法人	1,867か所 (7.0%)
運営委員会・保護者会	2,983か所 (11.2%)
その他	4,762か所 (17.8%)

運営主体における課題

☆公設民営(公立民営):

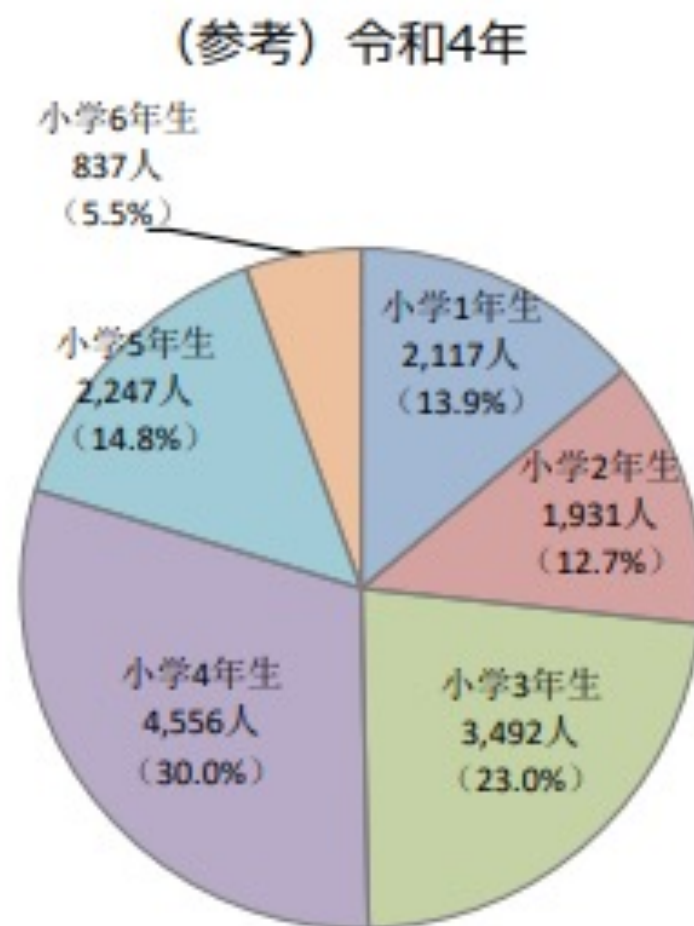
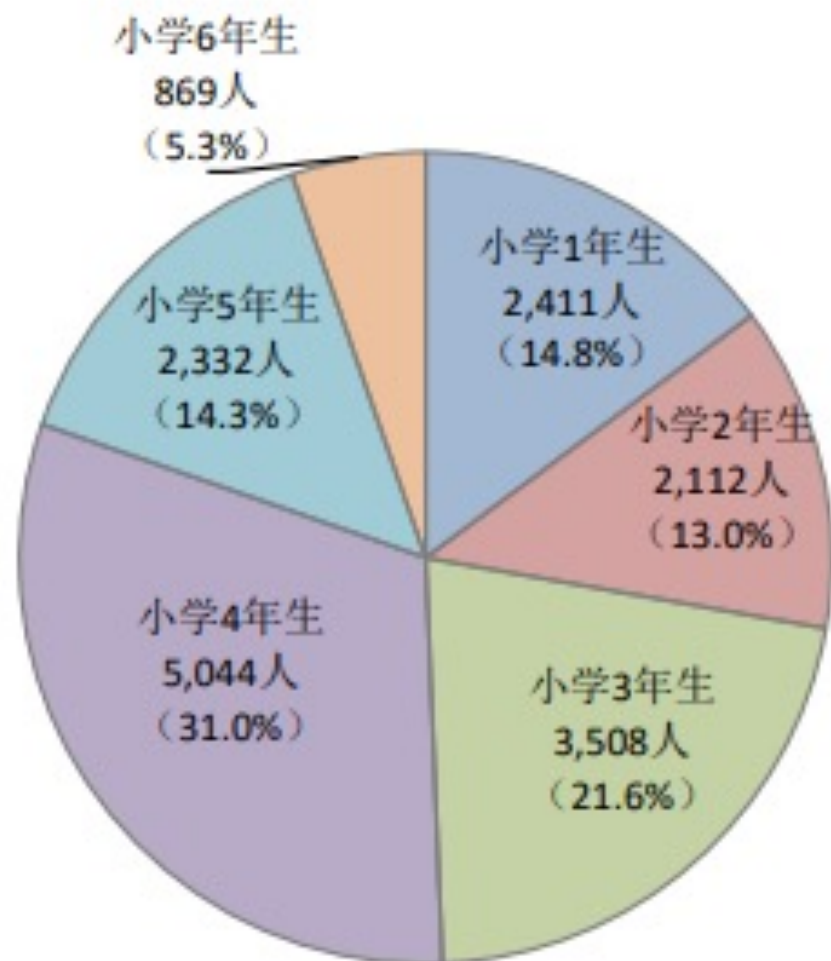
- ・法人格を有する企業団体が各自治体の意向に沿い、毎年安定した一定額の委託料が入るので、**安定した経営**ができるが、運営主体の独自の**裁量権は制限**される。
- ・**学習指導、長時間預かり、夕食等提供できない。**

☆民設民営(民立民営):

- ・補助金を受けない分、**運営基準に沿わない施設**もある。
- ・支援員の数、専門性の問題、**施設の基準から外れたもの**
- ・「習い事」「塾」などとの区別が不明確
- ・保育料は**自由度大**(一般的に高いが、提供サービスは大)

○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況を見ると、低学年（小学1年生から小学3年生）は前年比で491人増加、高学年（小学4年生から小学6年生）は前年比で605人増加した。



放課後児童クラブが抱える課題ー 1

☆支援員等の待遇が不十分であること。公設公営児童クラブに勤務する常勤支援員等(公務員)を除くと、一般に児童クラブ支援員の**給与水準は他業種より低い**。離職率が高い。*** (支援員について)**

☆自治体の方針変更・財政状況変動により運営形態が変わることがあり、**利用者にとって不安材料**になる場合があること。

☆大都市圏を中心に放課後児童プラン(全児童対策事業)との一体的実施が広がりつつあり、従来の放課後児童クラブで行われていた**サービスが廃止・縮小**される場合があること。例えばおやつ提供を取りやめたり、児童の登降所確認を個別に行わなくしたり、行事の規模や回数を縮小したりするケースがある。

☆児童クラブが定員超えのために利用できない**待機児童**が2000年代以降増加傾向にあること(2023年5月時点の16,000人)

放課後児童支援員について

- ☆支援人の配置: 支援の単位(概ね40名程度*)毎に、2名以上の配置が義務づけられた(ただし1名を除き補助員をもって代えることができる) * 宇部市は35名以下で2名、36名以上で3名と規定;(条例10条)
- ☆支援員は公的認定資格を有する者でなければならない
 - ・保育士、社会福祉士、教員免許所得者などが、都道府県知事が実施する研修を修了した者 ⇒ **結構負担増**
 - ・16科目(90分の講義)を受講し、レポート等で合否により、全て合格した者に証書を交付
- ☆支援員のルーチンワーク(主なもの抜粋)
 - ・学童日誌のチェック
 - ・出席名簿の作成
 - ・名簿の作成(入所、休所、退所の管理)
 - ・宇部市への報告管理(月報、減免利用者の状況など)
 - ・延長保育の利用管理
 - ・支援員の勤務状況管理
 - ・教材等購入品管理
 - ・おやつの手配、購入

☆支援員等の待遇:

- ・自治体の財政難や事業モデルの不安定さから、**支援員等の給与は一般に低い。**

(職員ひとり当たりの給与額(年額)は、月給制167万円(手当・一時金込み)、時給制の人で76万円(手当・一時金込み))

- ・全国的に支援員が不足しているが、**人材確保が難しい。**

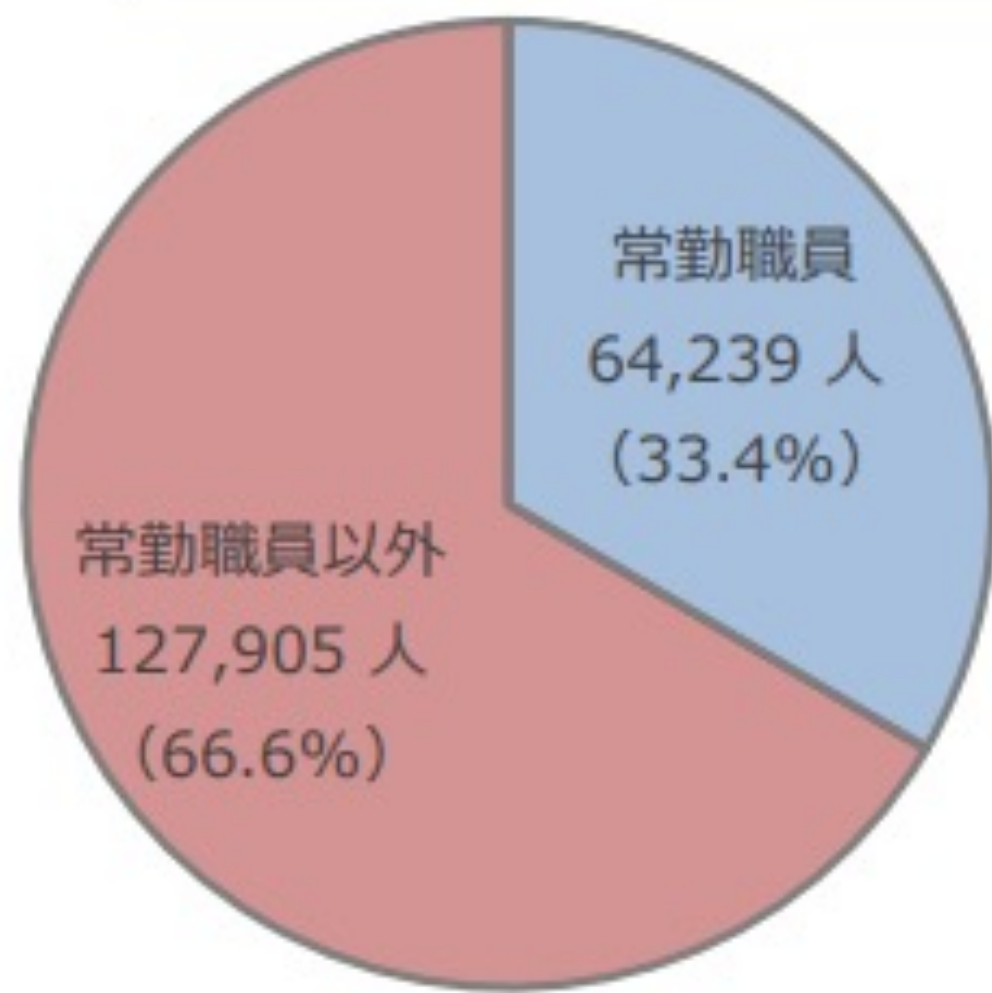
(スウェーデンでは、学校の教員と学童保育の職員の養成課程の一部を共通化することで、処遇格差の縮小を図っている)

- ・児童数の変動や障害児受け入れ対応等で配置を調整するため、嘱託、パート、アルバイトあるいは非正規雇用も多い。**(月給制職員と非常勤職員の課題)**

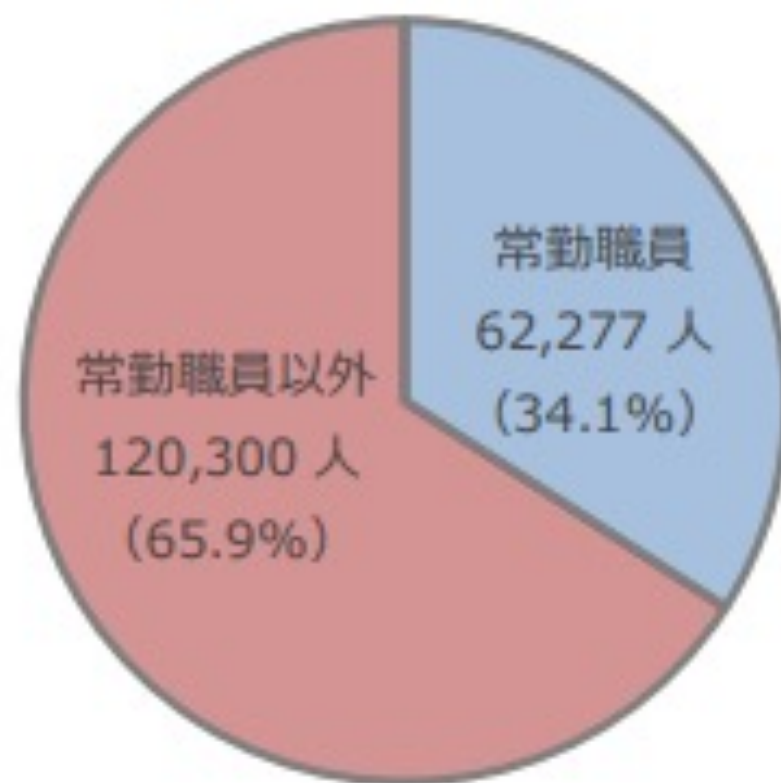
○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約33%を占める。

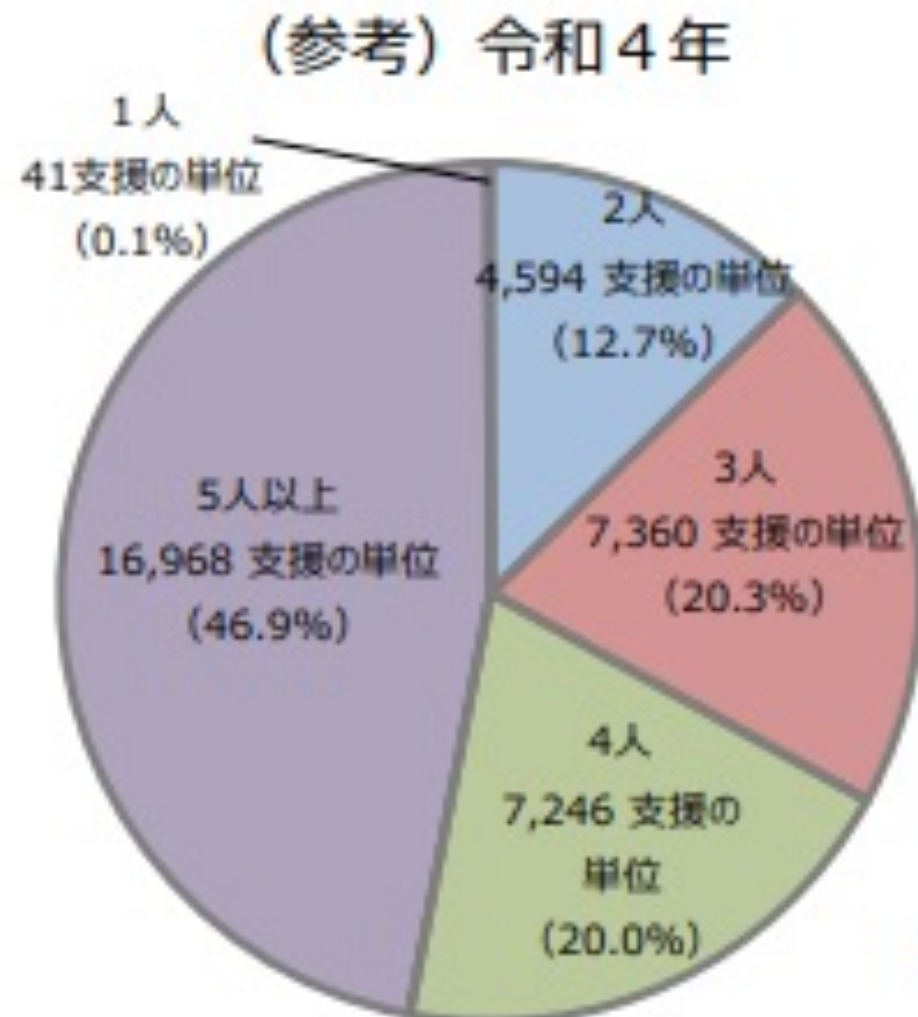
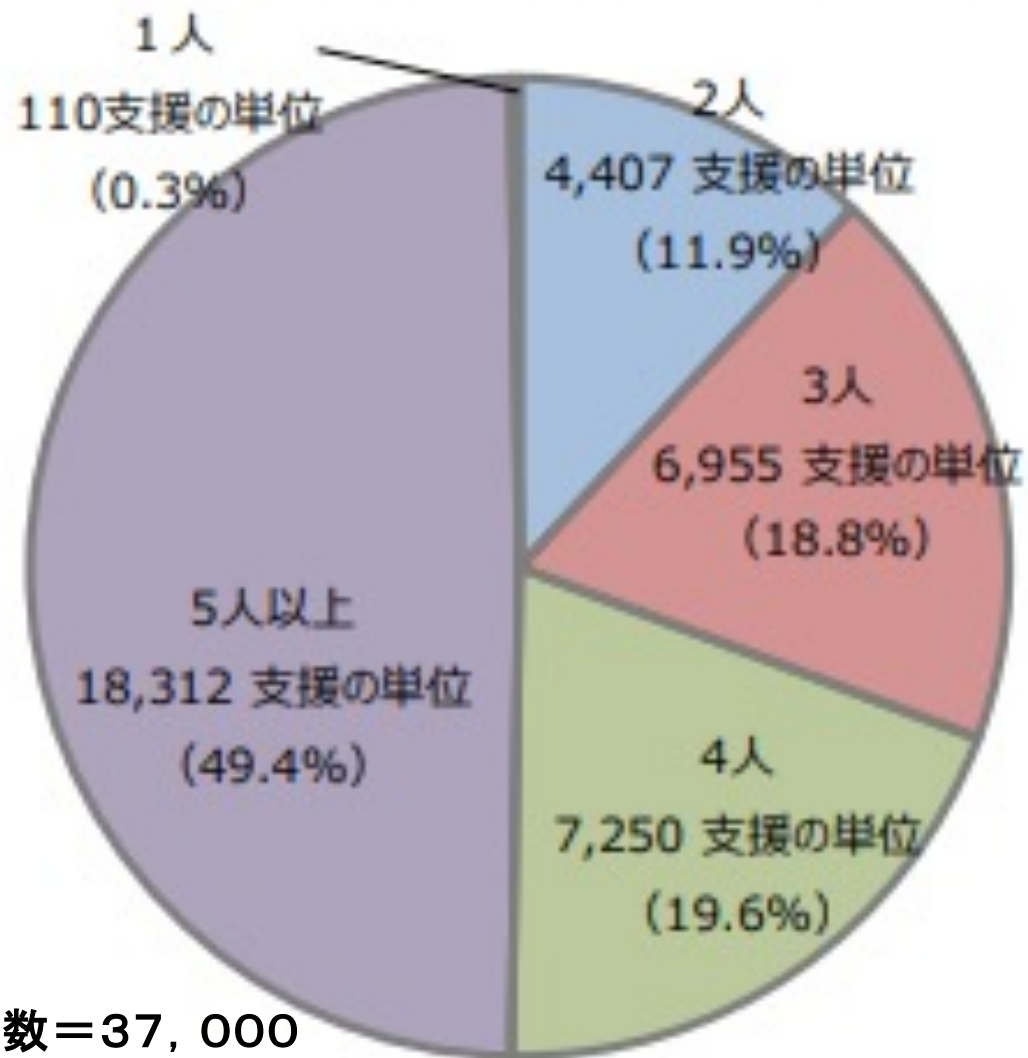


(参考) 令和4年



② 支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約49%を占める。



支援の単位数=37,000

放課後児童クラブが抱える課題ー2

☆児童クラブに通いたくない児童の問題。

- ・放課後児童クラブは**家庭(親)のニーズに根差した仕組み**であるが、親子の認識ギャップにより、友人とのトラブル場面・無気力・反抗的態度・脱走といった問題場面が頻発することになる

☆学校の校舎内にある児童クラブの場合、学校生活の延長のような過ごし方になりがちであること。**家庭的な雰囲気をもつ居場所**として適切に機能できるかどうか。

☆大規模児童クラブの場合、怪我や事故の予防・把握・対応が適切に行いづらいこと。**(* 次頁のグラフ)**

☆自治体の財政難、また財政が不安定な経営母体(NPO法人等)に対する補助金が不十分なことによる財政難。

☆父母が直接運営する児童クラブの場合、運営にかかわる父母の負担感

☆補償制度が統一されていないことにより、**事故の補償**対応にばらつきがあること**(保険で補償)**

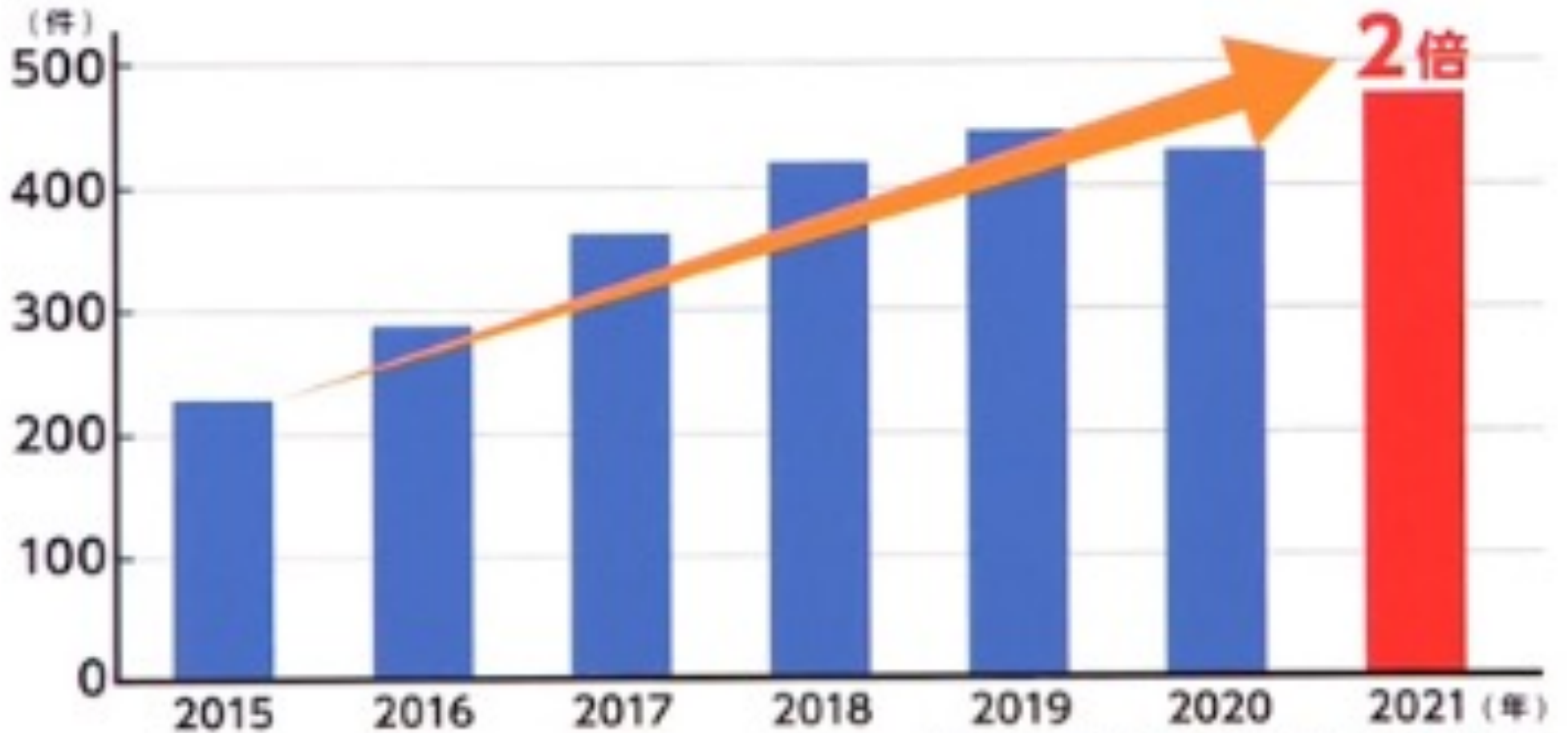
過密受け入れによる事故増（首都圏の例）



学童保育とは？
課題など詳しく解説

学童落ちた！一方で
“異変”の真相と

重大事故 報告件数



〔教育・保育施設等における事故報告集計（内閣府）〕より

放課後児童クラブが抱える課題ー 3

☆日本では学童保育がこれまで、親が働くことを主眼に整備が進められてきた

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が仕事などの理由で昼間家にいない小学生に対して、授業の終了後などに児童厚生施設(児童館)などの施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの

“子どもにとって”学童がどうあるべきか？

☆海外は子ども自身に学童に通う“権利”があるという考え方で学童保育が整備されている

例えばイギリスでは、2005年にすべての学校に授業開始前と放課後に対応するクラブを設置するとともに、スポーツ、音楽、演劇、美術、料理、コンピューター、補習など様々な活動を提供する方針を打ち出した

スウェーデンでは1996年に学童保育が社会省の管轄から教育省に移され、これによって親の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが利用できるようになった。

学童保育クラブ利用要件(宇部市の基準) 宇部市学童保育HPより

保護者及び同一住所の65歳未満の祖父母が以下の要件を満たしており、児童の保育ができないこと

保護者等の状況	要件	証明書等
就労 (居宅外・居宅内)	①通年利用 1日概ね4時間以上の就労があり、かつ勤務終了が午後3時以降であること ※夜勤の場合は勤務終了時間に8時間(睡眠時間)を加えた時間が午後3時以降であること ②長期休業期間中 午前8時から午後5時までの間に概ね4時間以上の就労があること	就労証明書
母親の出産	産前8週、産後8週の期間 その後、育児休業を取得した場合は、入所の対象外	親子健康手帳の写し(予定日記載)
疾病・負傷・障がい	疾病・負傷・障がい等で児童の保育が困難な場合	診断書、各種手帳の写等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか、精神または身体に障がいがある親族を常時介護している	看護・介護等申告書(任意様式)及び各種手帳等
就学	就労のため職業訓練施設や学校に通っている	在学証明書等
求職	求職活動を行っている場合 ※入所は原則2か月(同一年度内通算最長3か月)を限度	公共職業安定所等の証明、採用試験の結果通知等
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	罹災証明書
特別な理由	その他、市長が特別の事業があると認める場合	申立書(任意様式)

放課後児童クラブが抱える課題ー 3

☆日本では学童保育がこれまで、親が働くことを主眼に整備が進められてきた

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が仕事などの理由で昼間家にいない小学生に対して、授業の終了後などに児童厚生施設(児童館)などの施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの

“子どもにとって”学童がどうあるべきか？

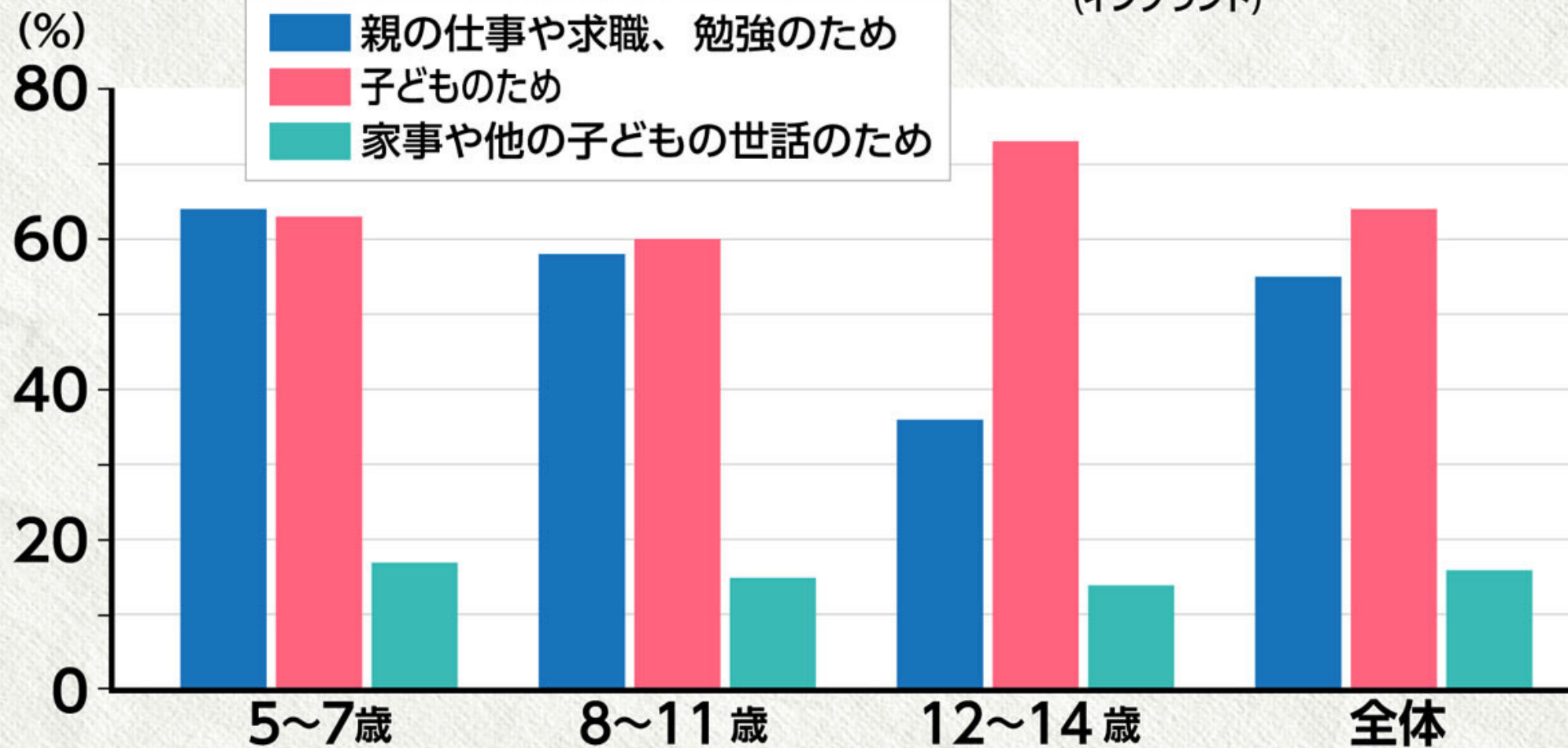
☆海外は子ども自身に学童に通う“権利”があるという考え方で学童保育が整備されている

例えばイギリスでは、2005年にすべての学校に授業開始前と放課後に対応するクラブを設置するとともに、スポーツ、音楽、演劇、美術、料理、コンピューター、補習など様々な活動を提供する方針を打ち出した

スウェーデンでは1996年に学童保育が社会省の管轄から教育省に移され、これによって親の就労の有無にかかわらず、全ての子どもが利用できるようになった。

放課後児童クラブを利用する理由

(イングランド)



Department for Education,
Childcare and early years survey of parents 2021 をもとに作成

海外(先進国)では？

アメリカやカナダ：

☆12歳まではこどもは親が責任をもって養育する

After school program や Sumer camp(夏季休暇)など充実している

☆US:6割が公立学校内 その他教会、コミュニティセンター、私立学校などが運営している

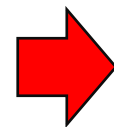
☆スタッフ数:全国アフタースクール協会の基準

スタッフ当り子どもの数は10~15人、集団規模は30人を越えないこと

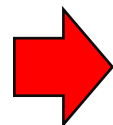
これからの学童は？

「真のこどもファースト政策」

働く親のための学童



子どもの学童保育



学童保育なしでも子育てできる働き方改革

宇部市の学童保育の現状と民営移管について

☆宇部市の学童保育クラブ(30ヶ所)は、市の委託を受けて社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人、学校法人などが運営している(次ページ)

☆これまで24小学校区では、地域主体の団体や市の社会福祉協議会が運営していたが、令和4年度から順次民間移管の方針を決定した。上宇部は最期の4地区で、令和7年度移管する。

☆「宇部市地域学童保育事業運営業務委託」公募型プロポーザル仕様書に従って提出された「企画提案書」およびプレゼンテーションで審査

☆上宇部地区では、令和7年度から地域が運営する団体設立準備委員会を立上げ、検討を開始

⇒受託団体としての要件:継続的・安定的に事業を遂行できる法人格を有する法人(一般社団法人の設立予定)

宇部市の学童保育の状況



R4~6年度移管



R7年度移管予定

	名称	利用施設	実施団体
1	東岐波学童保育クラブ	東岐波ふれあいセンター 敷地内専用施設 東岐波小 教室	一般社団法人 東岐波学童保育クラブ
2	西岐波学童保育クラブ	西岐波市民センター 西岐波小 敷地内専用施設 西岐波小 教室	一般社団法人 西岐波学童保育クラブ
3	琴芝学童保育クラブ	琴芝ふれあいセンター 琴芝小 教室	一般社団法人 琴芝学童保育クラブ
4	藤山学童保育クラブ	藤山小 敷地内専用施設 藤山小 教室	一般社団法人 藤山学童保育クラブ
5	二俣瀬学童保育クラブ	二俣瀬ふれあいセンター	一般社団法人 二俣瀬学童保育クラブ
6	厚東学童保育クラブ	厚東ふれあいセンター	特定非営利活動法人 厚東ネット
7	川上学童保育クラブ	公有地専用施設	特定非営利活動法人 かわかみ学童保育クラブ
8	恩田学童保育クラブ	恩田ふれあいセンター 恩田小 教室 好生園	特定非営利活動法人 にこにこおひさまクラブ
9	船木学童保育クラブ	船木小 敷地内専用施設 船木小 教室	一般社団法人 くすのき学童保育クラブ
10	万倉学童保育クラブ	万倉小 教室	
11	古部学童保育クラブ	古部小 教室	
12	岬学童保育クラブ	岬小 敷地内専用施設	一般社団法人 ひなた
13	常盤学童保育クラブ	常盤ふれあいセンター 常盤小 教室	一般社団法人 常盤学童保育クラブ
14	新川学童保育クラブ	新川小 敷地内専用施設	一般社団法人 キッズラップ
15	鶴の島学童保育クラブ	鶴ノ島小 教室	

	名称	利用施設	実施団体
16	小羽山学童保育クラブ	小羽山ふれあいセンター 敷地内専用施設 小羽山ふれあいセンター	特定非営利活動法人 小羽山学童保育クラブ
17	見初学童保育クラブ	見初小 教室	特定非営利活動法人 おーるうえいず
18	西宇部学童保育クラブ	西宇部小 敷地内専用施設 西宇部小 教室	一般社団法人ミライ・ラボ 西宇部学童保育クラブ
19	厚南学童保育クラブ	厚南小 教室	一般社団法人 厚南こどもクラブ
20	黒石学童保育クラブ	黒石ふれあいセンター 黒石ふれあいセンター 敷地内専用施設	社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会
21	神原学童保育クラブ	神原小 教室	
22	原学童保育クラブ	原小 教室	
23	上宇部学童保育クラブ	上宇部小 敷地内専用施設 上宇部小 教室	
24	大学院幼児園学童保育クラブ	大学院幼児園	社会福祉法人大学院幼児園
25	波木保育園学童保育クラブ	波木保育園	社会福祉法人波木保育園
26	めぐみ保育園学童保育クラブ	めぐみ保育園	社会福祉法人白光会
27	小野保育園学童保育クラブ	小野保育園	社会福祉法人育修会
28	東割保育園学童保育クラブ	東割保育園	社会福祉法人東割保育会
29	明光幼稚園学童保育クラブ	明光幼稚園	学校法人常盤学園
30	宇部興産中央病院学童保育クラブ	中央病院若草寮内	医療法人社団 宇部興産中央病院

上宇部学童保育クラブの概要

1. 経緯

年	運営主体	実施場所
1967頃～2012. 3	宇部市隣保館事業	上宇部会館
2012. 4～2025. 3	宇部市社会福祉協議会	上宇部小 学童保育専用施設(2単位)増設予定、小学校教室(1単位)
2025. 4～	?	上宇部小 学童保育専用施設(3単位)小学校教室(1単位)

2. 開所時間

通常	月曜日～金曜日	下校時刻～午後6時30分(延長30分)
	土曜日	午前8時～午後6時30分(延長30分)
長期休暇	月曜日～金曜日	午前8時～午後6時30分(延長30分)

3. 登録人数(人、R6年6月現在)

4. 支援員数:17名

登録人数(通常)		登録人数(長期)		障害児童数(長期)		
152		37		10(3)		
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
38	55	43	33	12	8	189

☆宇部市の学童保育クラブ(30ヶ所)は、市の委託を受けて社会福祉法人、一般社団法人、NPO法人、学校法人などが運営している(次ページ)

☆これまで24小学校区では、地域主体の団体や市の社会福祉協議会が運営していたが、令和4年度から順次民間移管の方針を決定した

☆「宇部市地域学童保育事業運営業務委託」公募型プロポーザル仕様書に従って提出された「企画提案書」およびプレゼンテーションで審査

☆上宇部地区では、令和7年度から地域が運営する団体設立準備委員会を立上げ、検討を開始

⇒受託団体としての要件:継続的・安定的に事業を遂行できる法人格を有する法人(一般社団法人の設立予定)

運営委託先選定のスケジュール（令和5年度実施、参考）

項 目	日 程	備 考
公募開始	R5年10月2日（月）	宇部市ウェブサイトで公表
参加表明書提出期限	R5年10月13日（金）	必着（持参または郵送）
公募に関する質問受付期限	R5年10月13日（金）	持参、Fax、電子メール
質問及び回答の公表	R5年10月20日（金）	宇部市ウェブサイト上で回答
企画提案書の提出期限	R5年10月31日（火）	必着（持参または郵送）
プレゼンテーション	R5年11月9日（木） ～11月17日（金）	応募者に別途通知
審査結果の通知	プレゼンテーション終了後10日以内	

企画提案書の記載項目

- ①地域学童保育事業運営業務の受託について(応募の動機や目的)
- ②事業者の基本理念と方針(①児童の保育・指導の団体の方針、②受託した場合の運営の安定性・継続性)
- ③児童の安全(怪我、アレルギー、食中毒、感染症、熱中症等に関わる対策や予防策等)
- ④保育上の配慮(障害児児童への保育・指導の姿勢や関わり方等)
- ⑤保護者との関係(保護者への連絡方法や情報交換および要望や苦情への対策等)
- ⑥地域・小学校との関係(地域・小学校との関係性の構築、クラブ運営への意見の反映の仕組み)
- ⑦活動内容(発達段階に応じた事業内容など運営の独自性や特色等)
- ⑧危機管理(①災害や事故発生時の対策案など管理・連絡体制、②個人情報保護に対する考え方や対策)
- ⑨人材の確保(支援員等の配置や確保)
- ⑩保育の質の向上(支援員等の資質向上のための育成方法や研修の取り組み)
- ⑪事業総括(市への報告や事務処理など管理体制の整備についての考え方)

委託運営団体選定に係る評価基準

評価項目	評価基準		配点
事業者本体	1	事業の目的を十分理解し、安定した運営ができる事業者であるか。	20
	2	地域コミュニティから特に推薦を受けた団体であるか	
運営手法	3	児童の安全(怪我、アレルギー、食中毒、感染症、熱中症等)に十分配慮し、事故を予防する方策が講じられているか。	50
	4	障害児及び配慮を必要とする児童の受け入れに対し、それらに対応する知識を持ち、保育・指導体制等が整えられているか。	
	5	保護者との連絡方法や情報交換及び要望や苦情に対して、適切な対応が図れる方策が講じられているか	
	6	地域や小学校と良好な関係を築き、その意見、要望を適切にクラブ運営に反映できる仕組みがあるか。	
	7	児童の発達に応じた適切な事業内容となっているか。他のクラブにはない特色のある運営が可能か。	
	8	災害や事故発生などの緊急時に対応できる体制が考えられているか。	
	9	個人情報の保護について、具体的な運用や内容が考えられているか。	
運営体制	10	安定した運営が可能な放課後児童支援員等の確保及び配置となっているか。	30
	11	放課後児童支援員等への研修によるスキルアップの取組が考えられているか。	
	12	運営団体として、事業全体を管理する体制が整備されているか。市への報告、書類提出、連絡、相談等を円滑に行える体制が整備されているか	
	13	これまでに、福祉事業等の運営実績があるか。	

「一般社団法人 上宇部学童保育クラブ」 設立に向けての地域の取組み

1. 上宇部地区におけるこれまでの協議経緯

月日	会議	参加者	内容
5/7	地域協三役会	正副会長、事務局長	学童保育の直近の動向を協議
5/23	宇部市の説明会	宇部市、浅田、藤井芳	市社協の撤退と今後について説明
5/27	地域協役員会	役員	上宇部の現状と今後の取組みを協議
6/5	地域協理事会	理事	上宇部の現状と今後の取組みを協議
6/12	社協理事会	理事	上宇部の現状と今後の取組みを協議
6/21	拡大協議会	地域協理事、関係者 宇部市、市社協	上記の会議を受けて、関係者が結集して今後の方針を協議(予定)

2. 「一般社団法人 上宇部学童保育クラブ」設立準備会を立ち上げ

- ▶ 主旨に賛同した委員15名及び6名の役員で構成。
- ▶ 役員で企画提案書、定款、運営方針等を策定し、全体会議にて協議
- ▶ 10月末開催の審査会に向けて成案をまとめて臨む
- ▶ 採択の取組み: 来年度からの運営に係る諸作業を実行